

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基
準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について
～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～
～ 国土交通省からのお知らせ ～

○改正の背景

自動車の後退時に発生する事故の対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両直後確認装置に係る国際規則（協定規則第158号）」が国連WP29において新たに採択されたことを踏まえ、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準を細目を定める告示の一部改正が行われ、新たに「後退時車両直後確認装置」の装備が義務付けられます。

○改正の概要

自動車※には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時直後確認装置を備えなければならないこととする。
※二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

○スケジュール

公布及び施行：令和3年6月上旬

○適用時期

新 型 車：令和4年5月

継続生産車：令和6年5月

※詳細は国土交通省のホームページを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

2-1. 後退時車両直後確認装置に係る基準 (UN-R158)

● 適用範囲

- 自動車*

* 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。

● 改正概要

- 自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両直後確認装置に係る国際規則（協定規則第158号）」が国連WP29において新たに採択されたことを踏まえ、以下の要件を満たす後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を自動車に備えなければならないこととする。

<後退時車両直後確認装置の主な要件>

- ① 車両直後のエリア内の障害物を確認できること。※1 (図参照)
- ② 確認手段はカメラ、検知システム又はミラーによること。※2

※1 検知システムのみで障害物を確認する場合は、確認範囲が一部異なる。

※2 ただし、一部の車種については、目視のみ又は目視とミラーの組み合わせにより確認できればよい。また、一定条件の下において、確認手段を組み合わせることも可能。

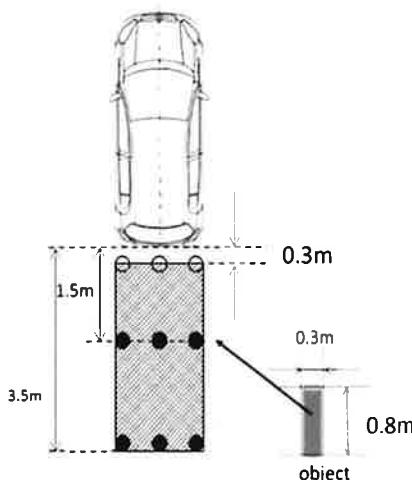


図 試験における確認範囲の例

● 改正時期（予定）

令和3年6月上旬

● 適用時期（予定）

新型車：令和4年5月

継続生産車：令和6年5月